

平成十七年六月二十八日(火曜日) 午前十時開会

本日の會議に付した案件
政府参考人の出席要求に関する件
障害者の雇用の促進等に関する法律の一部
を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

紙智子 日本共産党の紙智子でございます。最初に、参考人として来られた先生お二人に初めに、森岡厚生労働政務官の六月二十一日の発言について伺います。

東京裁判が本日に正しかったのか、国民に訴え、世界にも発信すべきだといふふうに述べました。東京裁判の正当性を否定する発言を行っていただけです。これに対しては、細田厚労大臣も東京裁判について不当なものとしての異議を述べた立場にないといふふうに言い、小泉首相も記者団に、「一議員と政務官の立場をよくわきまえてもらいたい」と述べています。

森岡政務官は以前もいろいろな発言を繰り返していきまして、政務官としては極めて不適切な発言だと思えますけれども、尾辻厚生労働大臣の認識をお聞きしたいと思えます。

閣僚大臣(尾辻秀久) まず、森岡政務官の発言は、あくまでも一代議士としての発言である。このように認識をいたしております。

一方で、厚生労働大臣政務官の職責につきましては、六月二日の衆議院の予算委員会等の質疑の中で、森岡政務官自身が首尾一貫して、あくまでも、小泉政権の中で、私は総理の指示に従ってこれからも行動してまいりますと明確に答弁してあるところでございますから、その答弁どおりに政務官として頑張ってもらいたいと考えております。

紙智子 厚生労働政務官といふところでありながら、このように形の発言を繰り返してその都度問題になるといふこと自体が私は非常に問題だといふふうに思っています。繰り返してこのようにことをやるといふことでは、やはりふさわしくないといふことで、はっきり罷免をすべきだといふことを最初に申し上げておきたいといふふうに思います。

続いて、法案の質問に入ります。障害者雇用促進法の改正案についてですけれども、精神障害者を雇用率の算定対象とする今回の改正については、精神障害者の雇用対策としての一歩前進といふことで賛成です。しかし、実際に障害者の雇用を拡大する上では様々な課題があると思えます。

先ほど来議論になっていきますけれども、民間

企業の法定雇用率一・八％と、未達成企業数割合は年々増加していると。二〇〇四年には五八・三％の企業が未達成で、特に二十人以上の大企業で七〇・八％が未達成と。こうした中で、今回、既に企業で働いている精神障害者が実雇用率に含まれるということになるために、身体障害者、知的障害者の雇用が後退するおそれがあるんじゃないかと。ですから、法定雇用率を引き上げるべきではないかといふふうに思っていますけれども、いかがでしょうか。

閣僚大臣(尾辻秀久) 午前中からの先生方の御質疑の中でも指摘されておることでございますが、精神障害者につきましては、将来的には雇用義務制度の対象とすることが考えられますけれども、現状では、これまたお答えを申し上げておりますように、精神障害者の雇用に対する企業の理解とノウハウが十分に普及しているとは言い難い状況にありますことから、今般の改正におきましては、精神障害者を各企業の雇用率に算定し、精神障害者を雇用する企業の努力を評価することとしたところでございます。

では、そのことが身体障害者、知的障害者の雇用が後退するということになるかどうかといふ御指摘でございますけれども、そのことに申し上げますと、今、法定雇用率を上げるべきだといふお話しもございましたが、法定雇用率一・八％と、今のままといふことで申し上げますと

その一・八％と、実雇用率の平均が今一・四六％でございますから、また残念ながらこの一・八％と一・四六％の間かなりの開きがあるといふことがございます。

それからまた、これは先ほど部長よりお答え申し上げた数字でございますけれども、実雇用率の上昇について申し上げますと、精神障害者保健福祉手帳を所持する常用労働者が雇用率の算定対象となった場合に〇・〇九％程度と推定されますので、この分だけが伸びるといふふうに考えますと、先ほどの一・八％との間にまだ残念ながら開きがあるといふことを更に申し上げておるところでございます。

したがいまして、今回の改正による影響が身体障害者や知的障害者の雇用の阻害につながる、直接つながるとは考えておりませぬけれども、そんなことが万一あつてはいけませんけれども、ございますので、私も更には身体障害者や知的障害者の雇用促進に一層努めてまいりたいと考えておるところでございます。

紙智子 ドイツやフランスなどは六％といふことで、そういうのと比べても我が国の法定雇用率は低いといふことでは、やっぱり一層の見直し、検討が求められているといふふうに思っています。

続いて、一九七六年のこの法改正で現在の法定雇用率の制度がスタートしたわけです。当時は身体障害者のみが対象となっていて、重度障

害者はダブルカウントされますけれども、このダブルカウントを除いた実際の雇用障害者数は十二万三千四百二十人と、常用労働者数に占める割合が〇・九六％。最新の身体障害者の雇用状況は、ダブルカウントを除くと、実人数と常用労働者に占める割合は十六万三千五百四十八人・〇・九一％というふうになっていて、制度発足以来三十年近くたっているわけですから、ども、むしろ後退している。ダブルカウント制度によって重度障害者の雇用が進んだというのは前進だと思いますけれども、一方で比較的軽度の障害者の雇用が進んでいない実態は改善すべきでないかと、実人数でも前進することを目指すべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

閣下大臣(厚労省) 今御指摘いただいた数字でございますが、一言で言つてそのとおりでございます。

改めて申し上げますと、一・八％の法定雇用率が適用される民間企業に雇用される障害者の実人数は、ダブルカウントされた分を除いて計算いたしますと、平成四年以来大体もつ十八万人台で横ばいで推移をしており、そのとおりでございます。

御指摘のようについて、雇用障害者の実人数を増加させるためには、事業主に対する達成指導と求職障害者の就職支援をともに推進していくことが重要であると認識いたしております。不足数の多い企業を中心に指導するなど、対象を重点化した雇用率達成指導を行う。また、ト

イアル雇用やジョブコーチ支援あるいは各種助成金等の就職支援策を活用するなどの施策を通じまして、実人数の増加を図つてまいりたいと考えております。

紙屋 ちょっと一つ、もう一つあるんですけれども、これもちょっと先ほど重なつて質問をされていたので、もう一つ飛びまして、小規模作業所などの仕事への拡大の問題です。

それで、厚労省は地方自治体に対して繰り返し官公需の発注の促進を通知してきたと思っております。国の機関の官公需発注の状況がどうなっているかというところ、これはせいぜい、ちょっとお聞きしたところによりますと、厚労省本省でも封筒を年間七百万円程度かなというふうにも思っています。それで、やはり地方自治体でも様々な努力をしているわけで、国も率先して発注すべきだと思つています。先ほどもいろいろどなたか質問の中でも言われていましたけれども、やはり各官庁ごと目標と、そして毎年の実績も明らかにするなど、取組を強化する必要がありますがあるんじゃないかと思つてもいいかがでしょうか。

閣下大臣(厚労省) 障害者の皆さんの就労の機会を拡大して地域での自立した生活を支援するために、小規模作業所でありまつか福祉施設が仕事を拡大できるよつにするところが極めて重要な認識をいたしております。

このため、昨年十一月には、地方自治法施行令の改正によりまして、地方公共団体が小規模作業所や福祉施設と随意契約により製品の調

達を行えることといたしまして、小規模作業所等に対する官公需の拡大を図つたところでございます。

私も厚生労働省といたしましては、都道府県等に対してこうした仕組みを積極的に活用するように周知を図りますとともに、私ども政府としての官公需の優先発注の取組についても関係省庁と検討してあるところでござい

ます。また、小規模作業所の製品の販路の拡大などが図られますよう、今年度から小規模作業所に対する経営セミナーを開催するなど、支援のための事業を実施することといたしております。

今後とも、障害のある方々の働く場や機会の拡大に努力をしてみたいと存じます。

紙屋 それでは次に行きますけれども、あん摩マッサージ指圧師試験の受験の無効となつた問題についてです。

これは、一方でこの形で障害者の雇用を促進する法律を議論しているわけですから、も、それと矛盾するよつなことが現場では実際に起つていっているよつなこともあります。

それで、あん摩マッサージ指圧師、はり、きゆうのいわゆる三療というのは、視覚障害者の職域の拡大の取組がされているとはいつても、実際に視覚障害者の方が最も多くの人が従事している職業になっていきます。老人ホームへの就職や、あるいはヘルスキーパーですね、として雇用する企業も、徐々にではありますけれども増えています。

大臣、これらの資格は歴史的にも、それから実態から見ても、いまだに視覚障害者の職業的な自立、働く場の確保を保障するために抜きには考えられない不可欠な資格で、ほかの国家資格とは違う特殊性があると思つてもいいけれども、この点についての御認識を伺います。

閣下大臣(厚労省) 今言われましたあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師が行う業務についてでございますけれども、少し振り返つてみたいと存じます。

これらは、近代以前の古い時代から我が国において行われてきた伝統のあるものであるとまず認識をいたしております。そして、それが明治に入りまして、それぞれの施術に対する取締規則が制定されましたが、このうち、按摩術営業取締規則では、視覚障害者だけが受験できる、内容が簡易な試験を設ける等の措置がとられております。

その後、変遷を経て制定された現在のあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律、よく、あはき法と、この法律に略して言つておりますけれども、この法律におきましては、昭和三十九年の改正によりまして、視覚障害者保護のために、あん摩マッサージ指圧師について、晴眼者と視覚障害者の比率を考慮いたしまして、晴眼者を対象とする字校養成施設の認定、定賞増の承認を行わないことができる旨の規定が追加されたところでございます。

また、昭和六十三年の改正によりまして……

紙書き者 短めをお願いします。

閣僚大臣(厚労省) まあ、いろいろそのうしたような過去の歴史があるというのを申し上げて、先生のおっしゃったという事はそういう経緯がありますというのを申し上げようとしたつもりでございます。

したがいます、このことについては視覚障害者の職域の確保という側面があるというのを私も考えております。

紙書き者 それで、この視覚障害者として、その後の人生設計を懸けたあん摩マッサージ指圧師の国家試験で、今年の三月、国の機関の過失によって受験が無効になるといふ事態が起こったんです。国立函館視力障害センターの入所者が今年の二月二十六日に行われたあん摩マッサージ指圧師国家試験を受験したんですけれども、受験手続を行った同センターのミスで、三月十二日までに提出しなければならぬ修業証明書が三名分、試験実施機関である財団法人東洋療法研修試験財団に提出されずに、受験したにもかかわらず無効となったんですね。

そのうちの一人で可香康信さんという方、六十三歳なんですけれども、三年間実は死に物狂いで勉強してきたんです。自己採点も合格点ほど十分に上回っていたにもかかわらず、手にすることができたはずの資格が目前で奪われてしまった。

受験にかかわる書類作成、送付などの手続はすべてセンター側が行っているわけです。で、

財団が作った受験案内はプリントされた文書だけで、視覚障害者が多数受験するにもかかわらず、このテープや点字はない。センターでの受験者に対する説明会では、修業証明を提出期限までに出さなければ受験無効となるといふ説明もない。本人は試験結果が出て初めて事実を知って愕然としたわけです。

今回の事態というのは、受験者本人に過失や責任が全くないというふうに思うんですけれども、まずこのことをきっちり確認をしたいと思います。短くお願いします。

政府参考人(岩田一郎) 医療関係職種

の国家試験の受験資格でございますけれども、試験日の関係で卒業とか修業見込み証明書で受験した場合でも、その後、卒業あるいは修業証明書の見込みがあれば、合格点に達した者については合格者とするというルールになっております。したがって、卒業見込み証明書によって受験した人が、その卒業証明書がないというものについては、官報の公告ですが受験案内で受験が無効となるといふ旨を受験者に伝達しております。

したがって、今回の場合には、私もこの当該センターにおいて、受験者の便宜上その入所者が提出すべき書類を一括して財団に提出するという方法が取られたということですから、この場合、その当該センターと入所者との間でどのようなやり取りが行われたかということとは私どもとしては承知しておりませんが、定められた必要な書類の提出がな

いということであれば受験は無効とせざるを得ないと考えております。

紙書き者 ちゃんと質問したことに答えていただけませんか。

実際に本人は手続にかかわってないで、もう出したものと思っていたわけですから、本人に過失があるかどうかということを知りたいんですよ。答えてください。短く。

政府参考人(岩田一郎) 本人に過失があるかどうかということは、私も試験を所管しているところとしては分かりません。ただ、

書類が出なかったということでございます。**紙書き者** 全く無責任な答弁だと思つたんですね。本当にひどい答弁だと思いますよ。

この間、この可香さん本人も、函館から上京して、そして厚生労働省や財団に直接救済を要請したんですよ。ミスを犯した国立センターからも何度も救済を求めているんですよ。私も何回も厚生労働省に要請しました。しかし、厚生省は断固拒否する。

その理由は何かというと、今おっしゃいましたように、官報の公告で、期限までに修業証明書が出していないと、そういう場合は受験無効としていて、それを覆すことができない。今回のケースだけ特例を設ければ、それで無効になった人の公平性が問題が生じると。こういう実務的なことでやられてないということが理由なわけです。

しかし、公平性ということでは、これまでに視覚障害者の施設や学校の入所者が本人

に責任のない理由で受験が無効になったケースはないと思つたんですよ。仮に、実際に合格した人を不合格にしたら、それこそ公平性を欠くんじゃないですか。

可香さんは、このあん摩マッサージ指圧師はり師、きゅう師に関する法律で定められた受験資格、つまり必要な単位の修得は期限までに修得しているんですよ。先ほど確認したように本人は結局、全然その覚えがない。実際にこれ出しているものだと思っていたわけです。

法律では、受験が無効になるのは、不正行為を行ったときとそれにかかわったときだけなんです。可香さんを救済できない法的な根拠というのはどこにもないんじゃないかと思つてもいいかですか。

政府参考人(岩田一郎) 何度も申し上げておりますように、試験日の関係で卒業見込みの証明書で受けた方が、その後、卒業証明書を提出していただきたいということで、官報の公告、受験案内でも言っております。それがな

い者は受験が無効であるといふふうに申し上げておりますので、手続上はそのように、すべての国家試験がそのようなルールで行われているという以上、そのルールに従うほかはないというふうに考えております。

紙書き者 確かに、ミスで書類は期限に出ないわけです。しかし、実態的にはこの可香さんは受験資格を有しているわけです。

法律に基づいて策定された試験の事務規程では、修業証明書は実施計画に定めた日までに

提出させることについてふつにあるだけで、受験者本人を無効にできる規定はないんですね。救済できない法的根拠はないことは明らかです。救済しなければ公平性も欠くんじゃないですか。

私は、大臣、このことについては御存じでしたか、どうでしょう、この事実に関して。

閣僚大臣(厚労省)

率直に申し上げます、このことが発生したときに、私も報告を受けました。そして、これまた極めて正直に申し上げますが、随分私も悩んだものでございます。どうするのが、この事態が発生してもう発生した後でございまして、どう対処するのが、まあ正しいという表現があるかどうかは分かりませんが、一番適切であるのかどうかというところで悩んだんですが。

そこまで答えを求めておられるかどうか分かりませんが、もう立たしていただいたついでに申し上げます、どうしても試験をする側の理屈で言いますと、これまた反対側の理屈はありますけれども、試験をする側の理屈としては、官報にそのまま言っているものを曲げるわけにはいかない、国家試験その他いろいろ試験しておりますから、そのことについてどうした例外みたいなものをつくる、そういうケースをつくる、これは、その後、どうしてもこれはどうだ、という話になってしまつたので、試験を実施する側の理屈で言つて、これはどうしても認められないという説明に、最後、やむを得ないという判断をいたしましたところ

でございます。

紙屋

私は、大臣にはある種の期待を持つていたわけです。是非このことを直接大臣にお聞きしたいということで、今日わざわざ質問をさせていただいたわけです。

それで、私はどうしても納得いかないんですね。どうして厚生労働省の仕事の在り方ではないのか、ということに非常に思つたわけです。

可香さんは、二十歳代のときにお菓子職人だったんですね。三十代で病気が分かつて、網膜色素変性症という病気で、視力低下と視野狭窄というところで、本心に針の穴開けたところからのぞくようなんだん見えなくなつてしまつた病気で、現在障害二級です。目の前に、御本人に聞きますと、ガスが掛かったような形でほとんど見えなくて、そういう中でも、この資格を取つて残りの人生をつくるために必死で努力をしてきたわけです。

医者からも、資格取得を取るのか、それとも視力を取るのかと、御自分で判断してくださいと忠告をされて、残りの人生を考えて、無理すれば目がだんだん見えなくなつてしまつたということを分かりながらも、資格取得で何とか自立したいと、そういう道を選んだわけです。少しでも見える間にといつつ、この三年間、一刻を争つて勉強してきたんです。教科書の字を、拡大鏡じゃなきゃ見えないですから、一字一字をなぞりながら勉強してきたわけですね。本心に一字一字、一行一行、文字を見なければならぬ、それだつて難しい本ですよ。

今回、あん摩の、マッサージ指圧の試験が無効になれば、あと残り二年を切つたセンターの入所期間の中で、あん摩師試験とはりきゅう、はり師ですね、それからきゅう師、この三つの試験を受験しなければならぬんです。再受験の合格率は、あん摩マッサージ指圧師試験の場合には三割台なんです。だから、一年後受験し直せばいいという問題じゃないんですね。その後の生活設計全体が崩れるという問題なんです。それが、国立施設の落ち度で、本人の、本人の責任じゃないですよ、落ち度で国家試験が無効になる、この二つ問題で無効になる、この二つとは、私はあつてはならないんじゃないかと思つたんです。

可香さんは、現在、受験無効処分の取消しの審査要求を厚生大臣に出しています。受け取っていますよね。是非、やっぱり受験無効という措置を取り消していただいて、この可香さんの働きたいという当然の願いをかなえてほしいと思つたんです。

確かに、試験をする側から見れば先ほどの理屈がもしもありませんけれども、やっぱり一人一人の人生といえますか、そのために本心に頑張つてやってきた、そういうものを無駄にしてしまつた、という、実務的なことなわけですね。そのところをすくひ取るようなことを、やっぱり本心に温かい対処をしていくべきじゃないかと。実務的にこれは駄目だからということと切つてしまつた、というのが厚生労働省の在り方としていいのか、ということ強く思つたものです。

ら、あえて質問させていただいたんです。お答えをお願いします。

閣僚大臣(厚労省)

まず、試験を管理する側の立場から申し上げた理屈は、申し上げたとおりであります。これはこれで崩せないといつことも、また御理解いただきたいと存じます。

ただ、一方から、これは函館視力障害センターだと思ひますけれども、この事務手続上のミス、これは決して許されるものではないといふふうに思ひます。このミスはまた絶対許されるものではない、このことも明確に申し上げたいと存じます。

この二つの中で、今お話しになりましたように、可香さんという方から受験を無効としたそのことに対して審査請求が提出されておるわけでございますけれども、この審査請求は手続にのっとり、また適切に処理されなきゃならないといふふうに考えております。

紙屋

時間になりましたけれども、この問題はまたこの後もちやんとした対策を取つていただくまでやりたいと思ひます。

以上で終わります。